

おい町
災 害 廃 棄 物 処 理 計 画

令和8年3月

おい町

目 次

第1部 総 則	1
第1章 計画の目的及び基本方針	1
1. 計画の目的と位置づけ	1
2. 災害廃棄物処理の基本方針	3
3. 対象とする災害及び被害想定	3
4. 災害時に発生する廃棄物の種類	4
5. 仮置場の目的・定義	5
第2章 災害発生時における初動体制（発災直後から1か月以内）の基本	6
1. 災害時の組織体制と役割分担	6
第2部 平常時	9
第1章 組織体制及び協力体制の構築	9
1. 災害時の組織体制の構築と職員の確保	9
2. 関係機関等との協力体制の構築	9
3. 関係機関との連絡調整（自衛隊、警察、消防等との連携）	12
4. 国・県を通じた広域処理体制	12
5. 協力・支援体制	12
6. 受援体制の構築	14
7. 連携体制の構築	16
8. 職員の研修・訓練の実施	16
9. 損壊家屋等の解体・撤去	17
10. 処理施設の耐震化・水害対策及び復旧体制の整備	18
11. 簡易トイレ等の備蓄	18
第2章 広報・啓発及び計画の運用	19
1. 問い合わせ窓口	19
2. 住民に対する災害時の分別方法、排出先（町民仮置場の位置）等の周知 ..	19
3. 外国人への対応	20
第3部 災害応急時	21
第1章 初動対応（発災後一か月まで）	21
1. 情報収集	21
2. 受援体制の構築	22
3. 災害廃棄物を除く一般廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ・し尿）の収集運搬体 制の確保	22
第2章 災害廃棄物処理実行計画の策定	24
1. 災害廃棄物処理実行計画の策定	24
2. 災害廃棄物の発生量の推計	25
3. 町民仮置場の設置	28
4. 一次仮置場の開設及び管理・運営	28
5. し尿処理量及び仮設トイレ必要基数の算出	31

6. 避難所ごみ	32
7. 収集運搬計画	33
8. 処理スケジュール	33
9. 損壊家屋等の解体・撤去	34
10. 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	36
11. 津波堆積物への対応	36
12. 思い出の品等（貴重品）の取扱い	37
13. 広域的な処理・処分	37
第4部 復旧・復興時	38
第1章 処理事業の推進	38
1. 災害廃棄物処理実行計画の見直しと処理スケジュール管理	38
2. 広域的な処理・処分先の確保と調整	38
3. 災害廃棄物の中間処理（破砕、焼却等）、再資源化の推進	38
4. 一次仮置場の集約、復旧	39
第2章 業務管理及び計画の評価	39
1. 処理事業費の管理及び国庫補助金の活用	39
2. 災害廃棄物処理事業の進捗管理	39
3. 災害廃棄物処理計画の点検・改定	40

第 1 部 総 則

第 1 章 計画の目的及び基本方針

1. 計画の目的と位置づけ

近年、我が国では大規模な自然災害が相次いで発生しており、その都度、大量の災害廃棄物への対応が大きな社会課題となっています。

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、地震と津波により広域で膨大な災害廃棄物が発生し、処理の遅れが復旧・復興を妨げる最大の要因となりました。また、平成 28 年 4 月の熊本地震では、内陸型地震特有の家屋倒壊により短期間に大量の廃棄物が発生しました。さらに、平成 30 年 7 月の西日本豪雨や令和 2 年 7 月豪雨など、気候変動に伴う激甚な水害が頻発しており、これに伴う家財道具や浸水ごみ、土砂の迅速な処理が全国各地で求められています。

こうした状況下、環境省は「災害廃棄物対策指針」を策定・改定し、地方公共団体に対して具体的な処理計画の策定を強く求めています。そのため、各自治体には自らの地域の特性に応じた、より実効性の高い計画の策定が委ねられています。

おおい町（以下、「本町」という）は小規模な自治体であり、平時の人的・物的資源が限られています。大規模災害が発生した際に、想定される膨大な災害廃棄物を町単独で完遂することは極めて困難な状況が想定されます。このような状況を踏まえ、処理処分が本町単独でできないと判断した場合は、処理を外部委託するなど、経済的な解決方法を模索します。

したがって、本計画は、発災直後の混乱期においても「災害廃棄物の適正な処理」を完遂することを最重要の目的として位置づけます。平時から適正かつ円滑な処理手順を具体化しておくことで、有事の際にも的確な対応力を確保し、迅速な処理と、町民生活の早期復旧・復興につなげることを目指します。

本計画の位置づけを図 1-1 に示します。

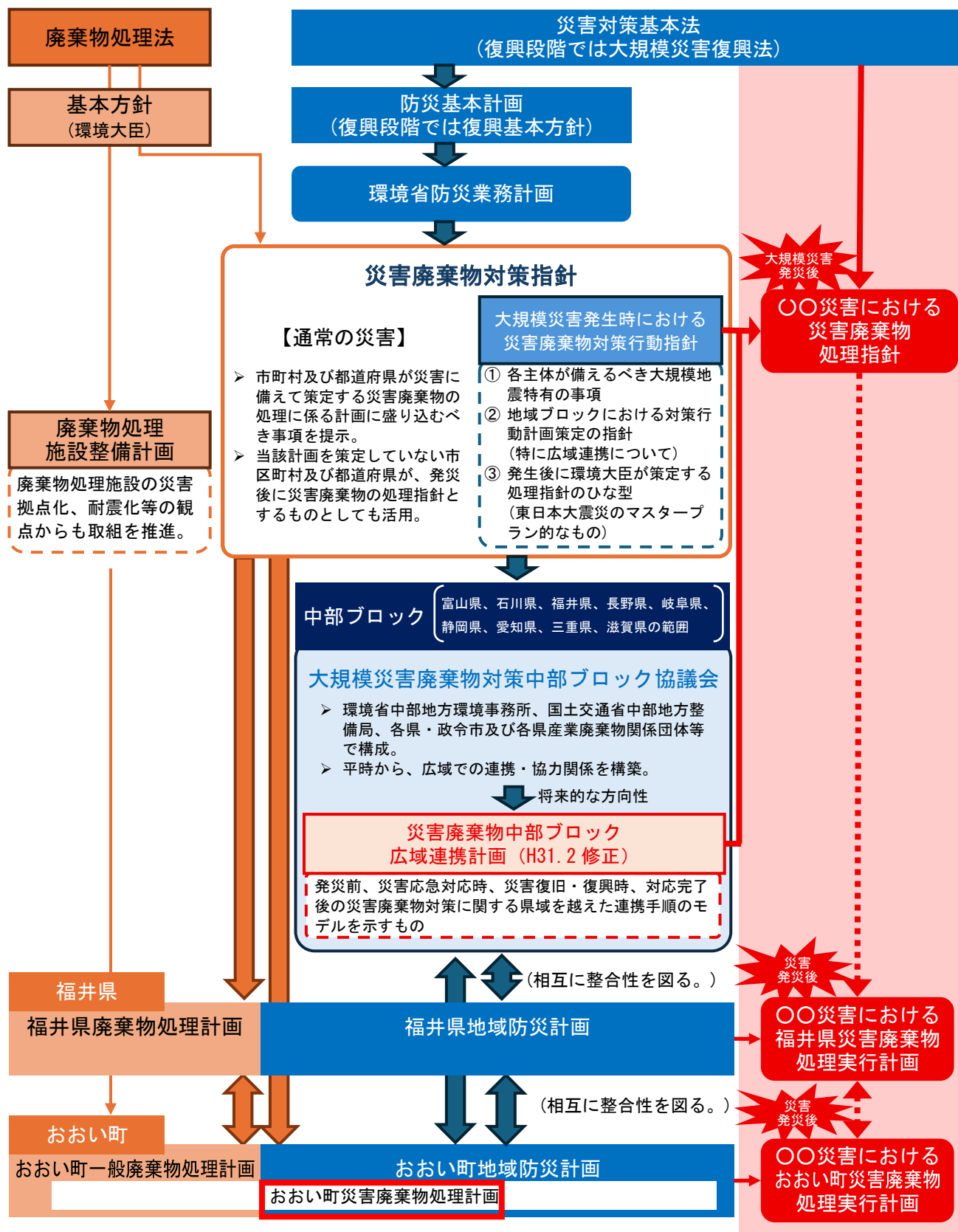


図 1-1 計画の位置づけ

備考：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月（環境省）をもとに作成

2. 災害廃棄物処理の基本方針

本町の災害廃棄物処理の基本方針は、平時の廃棄物処理担当部局の人的・物的資源が限られているという現状と、発災時であっても通常のごみ処理・し尿処理業務も並行して維持しなければならない状況を前提として定めます。具体的には、公衆衛生の確保に向けた「適正な処理」、復旧・復興を妨げない「迅速な処理」、環境負荷低減のための「減量化・再生利用の促進」を基本方針とします。また、これらを達成するために、自力での対応に固執せず、発災直後から躊躇なく外部支援を求める「受援体制の早期確立と最大限の活用」を積極的に進め、組織的な対応力を確保します。

【基本方針】

- ・ 適正な処理
- ・ 迅速な処理
- ・ 減量化・再生利用の促進
- ・ 受援体制の早期確立

3. 対象とする災害及び被害想定

本計画において対象とする災害を大規模な地震や津波及び台風、大雨による風水害とします。なお、おおい町地域防災計画より、本計画の想定地震を地域防災計画の最大の被害想定である上林川断層地震とします。

大規模な地震の場合の被害想定を表 1-1 に示します。

なお、風水害等については、被害規模の定量化がされていないため、本報告書では地震による被害を最大規模として平時の対応を検討することとしました。

表 1-1 対象とする災害及び被害想定（大規模な地震）

地域名		大飯地域	大飯地域	名田庄地域	名田庄地域
被害想定方法等		大飯町防災アセスメント業務委託（地震詳細アセスメント編）報告書（大飯町 1997.3）による		地震被害想定支援マニュアル（内閣府 2001.10）による	
想定断層		上林川断層	花折断層	上林川断層	花折断層
想定地震規模（マグニチュード）		7.1	7.6	7.1	7.6
想定震度		5 弱～6 強	4～6 弱	5 強～6 弱	5 強～6 弱
液状化		佐分利川下流部で液状化の危険性が高い	同左	（不詳）	（不詳）
建物被害	全壊棟数	1,068 棟	493 棟	22 棟	68 棟
	半壊棟数	545 棟	150 棟	－	－
火災被害	出火件数	3 箇所	1 箇所	0 箇所	0 箇所
	焼失棟数	108 棟	94 棟	－	－
人的被害	死者	89 人	42 人	0 人	1 人
	負傷者	170 人	82 人	103 人	122 人
	避難者	1,707 人	765 人	118 人	176 人

出典：おおい町地域防災計画（令和 7 年 2 月 おおい町防災会議）

4. 災害時に発生する廃棄物の種類

(1) 災害廃棄物の種類

災害廃棄物とは、自然災害により生じた廃棄物のことをいい、一般廃棄物として取り扱うことになっており、表 1-2 の種類のものが想定されます。

表 1-2 災害廃棄物の種類

区分	内容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

備考：災害廃棄物対策指針【技 14-1 災害廃棄物対策の基礎】より作成

5. 仮置場の目的・定義

仮置場の名称や目的、定義を表 1-3 に示します。

表 1-3 仮置場の目的・定義

名称		目的・定義	備考
仮置場	町民仮置場	個人の生活環境・空間の確保・復旧などのため、被災家屋などから災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所。	- 被災後数日以内に設置。 - 設置期間は、住民の片付けが終わるまでとし、数ヶ月を目途とする。
	一次仮置場	処理（リユース・リサイクルを含む。）前に、仮置場などにある災害廃棄物を一定期間、粗選別・保管しておく場所。	- 被災後数週間以内に設置。 - 大型ダンプがアクセスできる道路が必要。 - 設置期間は、災害廃棄物など処理が完了するまでとする。
	二次仮置場	一次仮置場での分別が不十分な場合、再選別を行い、中間処理を行うまでの間、保管しておく場所。	- 被災後数ヶ月以内に設置 - 大型ダンプがアクセスできる道路が必要。 - 設置期間、中間処理が完了するまでとする。
中間処理施設用地		仮設破砕機・焼却炉などの設置及び処理作業を行うための場所。	- 二次仮置場の環境条件などが十分に確保できる場合は、仮置場に隣接して設置することが望ましい。 - 中間処理された再生資材を搬出するまでの保管を行う。

第2章 災害発生時における初動体制（発災直後から1か月以内）の基本

1. 災害時の組織体制と役割分担

災害対策本部の組織体制を表 1-4 に示します。

住民窓口課（赤枠部分）は、発災時には住民班として、災害廃棄物の処理に関することを担当します。

ただし、住民窓口課は、発災時には、他にも避難所の開設・運営や援助物資の受領・配分、災害ボランティアの受け入れといった業務もあり、人員が限られているため、発災直後は他部局からの支援が必要となります。

表 1-4 災害時の組織表

災害対策本部体制下の班名	平常時の部署名
総務班	総務課
防災班	防災安全課
調査広報班	まちづくり課
労務輸送班	税務地籍課
住民班	住民窓口課
保健班	すこやか健康課
福祉班	いきいき福祉課
農林水産班	農林水産課
建設班	建設課
上下水道班	上下水道課
商工班	商工観光課
避難誘導班	しごと創生室
出納班	会計契約課
支援班	議会事務局
学校教育班	学校教育課
社会教育班	社会教育課
消防班	若狭消防組合

(1) 被災状況の把握及び県との調整の必要性

発災後は、速やかに被災状況の把握および仮置場の設置や早期の運営を開始するとともに、広域的な受援体制の確保に向けた県との調整を行います。特に、本町では人的・技術的資源が限られていることから、発災直後から県を通じて受援の調整を図る必要があります。

(2) 初動期に優先して実施すべき事項

初動期の業務フローを表 1-5 に示します。

初動期においては、まず処理施設の被災状況を確認し、処理継続の可否を判

断します。継続が困難な場合は、県等を通じて代替処理先を確保します。特に「おい町業務継続計画（BCP）」では発災後 3 時間以内に上下水道機能の維持・回復等の応急対策を実施することとされているため、大飯浄化センターや名田庄東部浄化センターし尿前処理施設（下水投入施設）の被災状況については、速やかに確認する必要があります。

また、トイレの確保（し尿処理体制の確保）も急務です。仮設トイレの必要基数や調達先、設置場所を決定するとともに、し尿収集体制を確保し、それらの管理状況を確認します。

これらと並行し、初動期に最優先すべき事項として、災害廃棄物の「仮置場への収集」「適切な分別」「安全な保管」までの体制を迅速に構築します。災害廃棄物を速やかに仮置場に移動させ、生活環境を保全するため、住民用の町民仮置場を発災後数日以内に開設し、後続の処理工程に支障をきたさないよう、入口での徹底した分別指導と、保管区画の管理を徹底します。

表 1-5 初動期の業務フロー

区分	具体的な活動内容	発災 3 時間以内	発災 1 日以内	発災 3 日以内	発災 2 週間以内	発災 1 か月以内
1. 安否確認と組織体制の確立	・ 職員の安否確認を実施 ・ 各班・関係機関（県、消防署等）と連絡調整開始 ・ 甚大被害時は受援体制の検討着手	→				
	・ 災害廃棄物処理の担当者・参集員数を確認 ・ 不足時は他部署へ依頼 ・ 応援職員受入窓口を設置 ・ D.Waste-Net 等へ専門人材確保を要請		→			
	・ 被害状況確認を継続 ・ 受援体制を具体化 ・ 国・県への要請事項を整理開始 ・ 広域からの応援受入れ調整強化			→		
					→	
	・ 復旧・復興体制への移行検討 ・ 中央省庁や県への資料提出・陳情					→
						→
2. 被災現場や施設の状況の確認	・ 所管施設の被害調査（電話連絡） ・ 幹線道路の損壊状況把握 ・ 下水道損壊情報収集 ・ ドローン協会へ連絡、撮影準備	→				
	・ 二次被害（火災・爆発等）を含む情報収集継続 ・ 施設被災時の補修・代替処理を検討 ・ 災害記録・写真整備を準備		→			
	・ 被害詳細を把握 ・ ごみ発生量見込み確認 ・ 処理能力を超過する場合の支援要請判断 ・ 詳細な被害情報を収集し、発生量推計の基礎資料とする			→		
					→	
	・ 災害記録・写真整備を継続 ・ 災害廃棄物処理実行計画策定のための基礎資料作成					→
						→
3. 広報・住民窓口	・ 下水道被害時は携帯トイレ使用を周知 ・ 「ごみ排出控え」予告広報準備	→				
	・ 生活ごみ収集再開の可否判断と周知 ・ 仮置場候補地の位置・分別区分等の広報準備		→			
	・ 仮置場設置を確認後、無線・掲示等で周知 ・ 腐敗性ごみを優先収集する旨を広報 ・ 不法投棄・野焼き禁止を啓発			→		
	・ 公費解体・仮置場利用等の住民相談窓口設置 ・ 罹災証明受付の周知 ・ 避難所・仮設トイレ情報を継続発信				→	
	・ 処理進捗・支援制度・復興情報を広報紙・ネットで発信 ・ 公費解体の制度について発信 ・ 一次集積所の利用終了予告を開始					→
						→
						→
						→

区分	具体的な活動内容	発災3時間以内	発災1日以内	発災3日以内	発災2週間以内	発災1か月以内
4. 避難所のごみ・し尿対応	・ 避難所を選定・開設 ・ 避難者数を把握 ・ ごみ収集方針を定める ・ 仮設トイレ発注検討					
	・ 避難所で収集・運搬を開始 ・ 仮設トイレ設置推進 ・ 衛生用資機材の確保					
	・ 一般家庭・避難所のごみ収集開始 ・ ルート最適化 ・ 衛生管理徹底、感染症防止					
	・ 避難所閉鎖状況に応じ体制を見直し ・ 活動記録を整理（補助金申請に備える）					
5. 仮置場の選定・設置・管理	・ 一時仮置場設置場所を検討・決定 ・ 一時仮置場の分別方法を検討 ・ 一次集積所の候補地リストアップ ・ 資機材調達方法を検討					
	・ 一次集積所を選定・決定 ・ 人員確保（他部署・民間と連携） ・ 整地・設営開始 ・ 衛生対策実施					
	・ 一次集積所の拡充、衛生確保 ・ 搬入物の受付・分別・記録 ・ 他自治体との広域連携も視野					
	・ 一次集積所の環境対策（臭気・粉じん等） ・ 閉鎖・延長を検討					
	・ 予算措置情報収集 ・ 必要経費の概算算出					
6. 総務・経理	・ 現金出納準備、資金調達 ・ 国庫補助制度運用整理 ・ 罹災証明関連情報を収集 ・ 費用負担（旅費・燃料費等）を明確化					
	・ 補助金申請準備 ・ 会計処理整理・財政計画支援 ・ 住民税等の減免対応					
	・ 受入協定内容の確認 ・ 社協と連携し受入窓口開設 ・ 活動内容を明確化（炊出し・配付等） ・ 活動場所・人数を把握					
	・ ボランティア活動本格化を支援 ・ 経費を国庫負担対象化検討 ・ 拠点・資機材管理 ・ ニーズ変化に応じた活動内容の把握と調整					

第2部 平常時

第1章 組織体制及び協力体制の構築

1. 災害時の組織体制の構築と職員の確保

本町において、災害廃棄物処理を担当する住民窓口課の人的・物的資源が限られており、発災時には避難所運営や救援物資対応など他の重要業務も集中するため、著しい人員不足が懸念されます。そのため、住民窓口課だけで対応するのではなく、全庁的な緊急組織体制を速やかに構築し、必要な職員を確保するよう事前に検討しておきます。

町民生活の衛生確保と迅速な復旧を最優先し、発災後速やかに「仮置場の開設」および「円滑な運営体制の確立」を行えるよう、建設部局の職員を組み込んだ部署横断的な支援体制を平時から整備します。

2. 関係機関等との協力体制の構築

災害支援協定の締結（建設業者、廃棄物処理業者、仮設トイレレンタル事業者等）状況を表 2-1 に示します。

表 2-1 関係機関等の協定

	協定等の名称	締結日	締結先等	協定等の趣旨等
国・自治体	災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 9. 25	国土交通省近畿地方整備局と管内各市町村が締結	地方公共団体の区域において、災害が発生又は、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、近畿地方整備局が被災直後等の緊急的な対応を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持する。
自治体間	中部9県1市災害応援に関する協定書	H7. 11. 14	中部9県1市（福井県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市）	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、かつ、被災県市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災県市が他の県市に応援要請する応急措置等を円滑に遂行する。
	近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定	H8. 2. 20	近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）	地震等による災害が発生し、被災府県では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、府県間の応援活動を迅速に遂行する。
	福井県・市町村災害時相互応援協定	H8. 2. 23 H28. 9. 16 更新	福井県及び県内各市町	県内において災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、県および県内市町村が相互に協力して支援を実施する。
	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	(H8. 7. 12) H24. 5. 18	全国知事会（47都道府県）	全国の各ブロック知事会（北海道東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の7ブロック）において締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分実施できない場合に、応援を必要とする都道府県の要請に基づき、全国知事会の調整のもとに行われる広域応援を迅速かつ円滑に遂行する。 福井県は、中部圏知事会・近畿ブロック知事会の2ブロックに所属。

	協定等の名称	締結日	締結先等	協定等の趣旨等
物資供給	災害時における飲料水応援協定	H20. 3. 21	国内大手事業所 3 社（コカコーラ・サントリー・キリン） 県内事業所 7 社（㈱おおい「滝水ひめ」ほか）	災害時に飲料水を確実・迅速に確保するため、飲料水を製造・販売している事業所と応援協定を締結。 【上記締結先以外に、福井県生活協同組合連合会、福井県経済農業協同組合連合会、㈱ユース等とも協定あり。】
	災害時における物資の調達に関する協定	H20. 3. 24	福井県と県下のローソンで締結	大規模な災害が起きた場合、可能な範囲で生活に必要な物資を避難所などに供給する。
	災害時の物資供給に関する協定	H21. 1. 22	福井県と県下のファミリーマートで締結	災害が発生した時に、自治体に対して物資の供給等の支援をする。
	災害時等における生活物資等の供給協力に関する協定	H26. 5. 26	福井県民生活協同組合	おおい町の町域内において災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、町民生活の安定を図るため、生活物資等の供給協力について協力を要請する。
	災害時の物資供給に関する協定	R1. 12. 9	株式会社ナフコ	おおい町の町域内において災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、必要な物資等の供給について協力を要請する。
	災害時における物資供給に関する協定	R3. 7. 13	NPO 法人コメリ災害対策センター	地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。
ボランティア	災害ボランティアセンターの活動に関する協定	R5. 2. 17	一般社団法人若狭地区建設業会	地震、風水害により公共土木施設以外の箇所が被災した場合において、公共土木施設以外の復旧ボランティア支援を行う。
ライフライン・燃料	災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定	H19. 8. 1	福井県エルピーガス協会若狭支部	災害が発生した場合における応急救護用燃料として、液化石油ガス等（L P ガス等）の確保を図る。
	大規模災害時における町民生活の早期復旧に関する協定	R3. 11. 18	関西電力送配電株式会社京都支社電力本部小浜配電営業所	おおい町内で地震および風水害・雪害等による大規模災害が発生した場合、または発生が予想される場合、町民生活の早期復旧に資する。
医療・福祉	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	H24. 4. 1	社会福祉法人友愛会・おおい町社会福祉協議会	おおい町内における大規模な地震及び風水害等の災害により、災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請。
	災害時帰宅困難者の支援に関する協定	R17. 2. 17	福井県と県下のミニストップで締結	災害時帰宅者支援を含めた地域振興・地域貢献に関する包括協定を締結し、地域防災への協力や地産地消に寄与することなど、幅広く地域と結びついた活動を推進する。
建設・障害物除去	災害時等における障害物除去等における協定	H24. 11. 14	福井県と全国高速道路レッカー事業協同組合で締結	災害時における市町の応急措置について、福井県が市町から業務実施の調整依頼を受けた場合において、全国高速道路レッカー事業協同組合に対して障害物除去等の協力を要請する。
	災害時における公共土木施設等の応急対策に関する基本協定	H29. 9. 1	おおい町建設業会	災害時において公共土木施設等の機能の確保及び迅速な復旧を図るため、情報収集及び応急復旧等を行う。
原子力・安全確保	原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定	S46. 8. 3	福井県・おおい町・関西電力㈱（日本原子力発電㈱、敦賀市、美浜町、高浜町も同様）	原子力発電所の設置及び保守運営に伴う周辺環境及び発電所従事者の安全確保等について協定。
	原子力災害時の相互応援に関する協定	H13. 1. 31	原子力施設が立地する 14 道府県（福井県、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県）	原子力災害が発生した場合に、緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄し、応援を要請する必要があると判断した道府県における原子力防災対策に特有な措置をさらに充実する。

	協定等の名称	締結日	締結先等	協定等の趣旨等
原子力・安全確保	全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱	H18. 5. 12	全国原子力発電所所在市町村協議会 (31 市町村)	全原協会員市町村において大規模な災害が発生し、被災した会員市町村のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における、会員市町村の相互応援。
宿泊・避難所	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	R2. 9. 1	(株) 名田庄商会【ホテル流星館】 ベイトフロントプラザ おおい (株) 【ホテルうみんぴあ】	おおい町の町域内において災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、宿泊施設等の提供等について協力を要請する。
情報・広報	災害時における放送要請に関する応援協定	H20. 3. 21	・福井県ケーブルテレビ協議会 (11 事業者) ・コミュニティFM (2 事業者)	広く県民に災害情報を迅速に提供するため、ケーブルテレビ及びコミュニティFM事業者と災害時における放送要請に関する応援協定を締結。 【上記締結先以外に、NHK福井、福井放送、福井テレビ等とも協定あり。】
	災害時のドローン運用業務協定	H29. 9. 28	福井県ドローン協会	ドローンを活用して、災害現場において情報収集等を行う。
	災害に係る情報発信等に関する協定	R3. 3. 12	ヤフー株式会社	おおい町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、防風その他の災害に備え、おおい町がおおい町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつおおい町の行政機能の低下を軽減させる。
	防災減災パートナーシップに関する協定	R4. 10. 1	福井放送株式会社	おおい町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の被害を軽減するための情報の発信及び、平常時の防災・減災の活動に相互に協力し取り組むことにより、おおい町民の安全の確保に寄与することを目的とする。
人的・技術支援	福井県災害対応技術指導員派遣制度協定	H20. 6. 25	公益財団法人福井県建設技術公社と県内各市町で締結	異常天然現象により公共土木施設が被災した際、福井県内の市町からの要請に基づいて「災害対応技術指導員」を災害現地に派遣し、市町が行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与する。
通信・物流	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	H29. 6. 16	西日本電信電話株式会社	災害時における迅速かつ確実な通信手段の確保を目的とした特設公衆電話を、町内 18 箇所の指定避難所に設置し、その通信の提供を可能とする。
	災害発生時におけるおおい町と日本郵便株式会社との協力に関する協定	R7. 9. 1	日本郵便株式会社	地震、その他災害発生時に、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。
輸送・移動	災害時等における応援協定	H24. 10. 12	福井県と県トラック協会・県バス協会・県漁連で締結	東日本大震災を踏まえ、大規模な地震、津波や原子力災害の発生時における生活物資や資機材等の輸送体制、および住民等の緊急避難体制を強化 円滑な災害応急対策の実施が可能となるよう、関係団体と応援協定を締結
	大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	H27. 12. 2	府県・広域連合・府県バス協会	大規模広域災害時において、府県が府県バス協会の協力を得て、その会員のバスを利用して緊急輸送を実施する。
	災害時における海上輸送の協力に関する協定書	R7. 4. 22	大島漁業協同組合	地震、津波、風水害、その他災害により大島地区住民が孤立した際に、地元船舶を活用した海上輸送を行う。

3. 関係機関との連絡調整（自衛隊、警察、消防等との連携）

発災時の対応について、関係機関と相互に迅速かつ確実な連絡が行えるよう、情報収集・連絡体制を整備します。

- ◆ 発災直後は、人命救助及び住民の安全確保を最優先するため、ライフラインを確保するための道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去を迅速に行えるよう、国県や本町の建設部局と連携するほか、災害対策本部を通じた自衛隊、警察、消防等との連携方法について事前に調整します。
- ◆ 応急段階での災害廃棄物処理は、人命救助の要素も含まれるため、その手順について、災害対策本部を通じて、警察、消防等との具体的な連携手順や役割分担について事前に調整し、連携体制を確立します。

4. 国・県を通じた広域処理体制

国・県を通じた広域処理体制としては、環境省の「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」による専門家・技術者派遣や、中部ブロック協議会による県域を越えた相互支援の連携手順を確認します。また、中部ブロック協議会等が主催する訓練にも積極的に参加し、災害時の廃棄物対策について情報共有を行います。民間事業者との連携については、平時から災害支援協定業者等との連携体制構築に努めるとともに、業務内容を整理し、必要に応じて、災害支援協定の充実を図ります。

さらに、災害時においては、被災家屋の片付け等にボランティアが関わることを想定されるため、ボランティア等への周知事項（排出方法や分別区分等）を事前に検討し、スムーズなボランティア活動が行われるよう体制を整備します。また、廃棄物対策にかかる情報を町社会福祉協議会と共有し、平時からの連携に努めます。

5. 協力・支援体制

大規模災害発生時に備え、他市町村との協力体制を確立するとともに、県への事務委託による処理実施の要否判断基準や手続きについて、あらかじめ整理・検討します。

(1) 他市町村との協定

あらかじめ他市町村と協定を締結することにより、災害廃棄物処理を委託できるようにします。

(2) 県への処理委託

甚大な被害が生じ、本町の行政機能が十分に機能しない場合などに備えて、県へ事務委託を行い、県が関係部局などと連携して災害廃棄物の処理をすることをあらかじめ検討しておきます。地方自治法第252条の14（事務の委託）が法的な根拠となり、本町及び県の議会承認（議会が機能していない場合は町長による専決処分等が考えられます）が必要となります。

事務委託の手続きの例を表2-2及び図2-1に示します。

表 2-2 本町から県への事務委託スキーム（例）

市町村	県
② 委託依頼（申し出） 委託依頼文書送付（H23. 4. 8） ④ 委託協議する旨議決（又は専決処分） 委託協議を議決（又は専決処分） （H23. 4. 11） ⑤ 委託協議 委託協議文書、議決書謄本、議会会議録（専決処分書）送付 （H23. 4. 11） ⑩ 告示 ⑫ 経費に係る協議 経費に係る協議書（押印 2 部）送付 ⑭ 委託協議議決書謄本送付	① 委託について意向確認 意向確認照会文書送付（～H23. 4. 8） ③ 受託について通知 受託通知文書、委託規約（案）、（専決処分（案））参考送付（H23. 4. 8） ⑥ 受託協議する旨議決（又は専決処分） 委託協議を受け、県議会へ受託議案を提出、議決（又は専決処分） （H23. 4. 11） ⑦ 受託決定通知 決定通知書送付（H23. 4. 11） ⑧ 告示依頼 告示依頼書送付（H23. 4. 11） ⑨ 告示 県報掲載（H23. 4. 22） ⑪ 経費に係る協議 経費に係る協議書（案）送付 ⑬ 経費に係る協議締結 経費に係る協議書（押印 1 部）送付、 （押印 1 部）保管（H23. 4. 18） ⑮ 総務大臣への届出 委託規約、県議会議決書謄本、市町村等議会議決書謄本、県告示送付

※表中の日付は平成 23 年度に実施したスケジュールの一例である

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技 9】

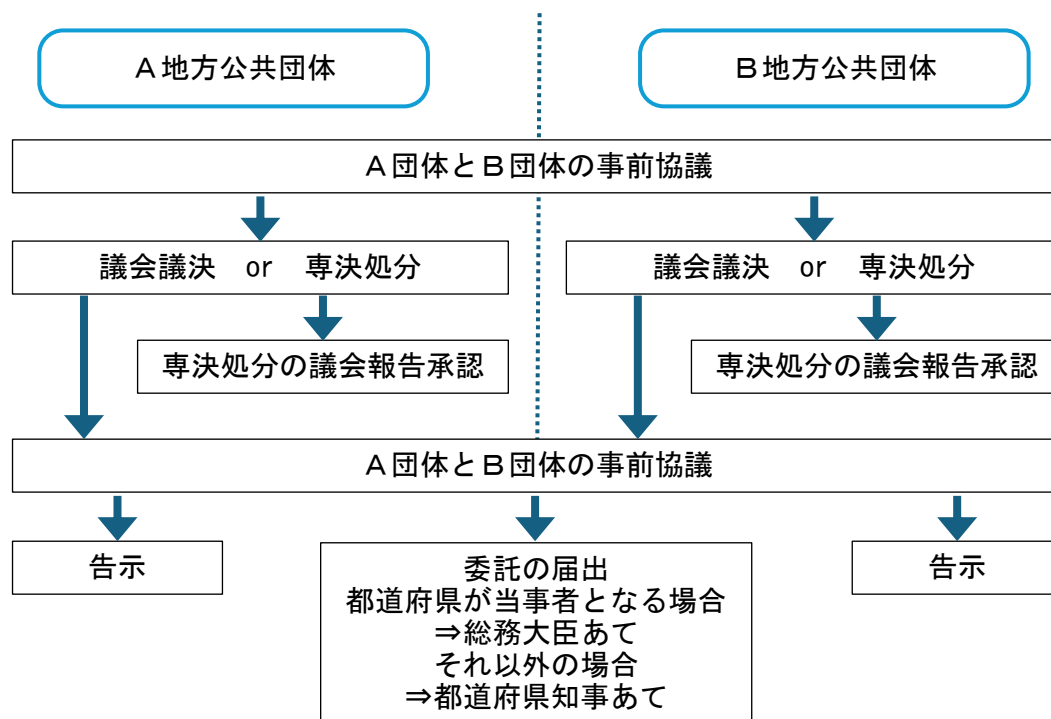


図 2-1 地方自治法に基づく事務委託の流れ（例）

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技 9】

6. 受援体制の構築

災害時においても、優先的通常業務（災害発生時においても継続する必要性が高い通常業務）を継続させるため、人的・物的資源の不足に対して、外部からの応援を円滑に受け入れられるよう、受援体制構築に必要な事項（活動スペース、資機材、宿泊場所等）をあらかじめ定めます。

受援体制構築の必要事項を表 2-3 に示します。

表 2-3 時期による受援体制構築の必要事項

【支援者を受け入れる場合】

項目	準備内容
スペースの確保	● 支援者が執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 ● 可能な範囲で、支援側の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	● 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	● 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関するあつせん等	● 支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあつせんする。 ● 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ● 就寝のための布団等を準備する。 ● 長期的な支援を受ける場合には、支援者のための住まいを確保することも検討する。（東日本大震災では、支援者のために仮設住宅を確保した事例もある。）

【収集運搬支援を受ける場合】

項目	準備内容
収集運搬計画の立案	● 支援先から派遣されてくる先遣隊と調整・協議して収集運搬計画を立案し、迅速に行動できるよう準備しておく。 ● 災害廃棄物の集積所や仮置場等が分かる地図、及び道路の被害状況等の情報を整理しておく。 ● 高齢者や障害者等の災害弱者の情報を整理しておく。 ● 応援車両の燃料を優先確保できるスタンド等を把握しておく。 ● 「緊急車両」の表示幕を準備しておく。
スペースの確保	● 応援車両の駐車スペースを確保する。
宿泊場所に関するあつせん等	● 支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあつせんする。 ● 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ● 就寝のための布団等を準備する。 ● 応援車両の駐車スペースを確保する。
後発部隊への引継	● 支援が後発部隊に引き継がれる場合には、要望事項や注意事項を後発部隊にも引き継ぐ。（※先発部隊に対して後発部隊への引継を要望しておくことも可）

出典：災害廃棄物対策指針【技 8-3】

7. 連携体制の構築

大規模な災害の発生に備え、広域の連携体制を事前に構築する必要があります。連携体制（案）を図 2-2 に示します。

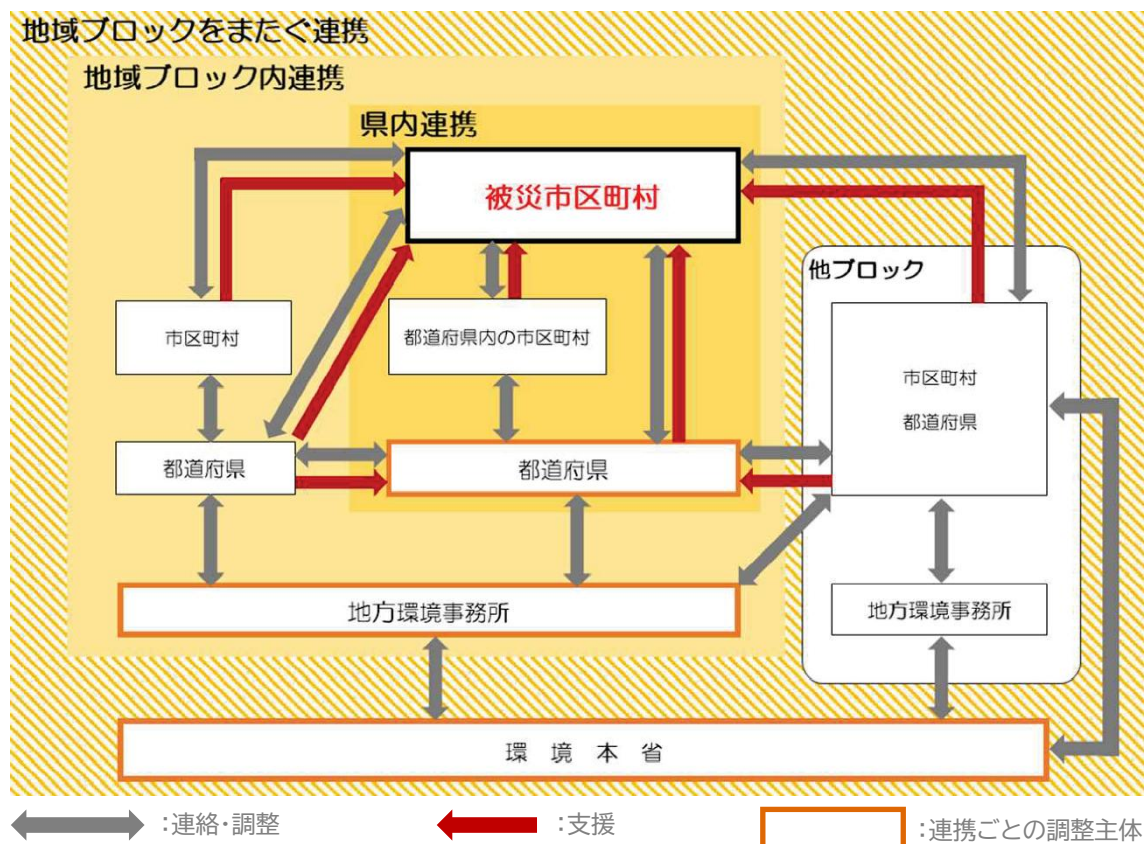


図 2-2 広域的な連携体制（案）

出典：災害廃棄物対策指針 【技 8-1】

8. 職員の研修・訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確な初動対応を行うため、職員に対する研修・訓練を継続的に実施します。具体的には、初動期アクションカードの検証ワークショップをはじめとする図上訓練等を定期的な開催を検討し、職員の災害対応能力の向上を図るとともに、訓練を通じて明らかになった課題を計画の見直しに反映させるなど、実効性の確保に努めます。

9. 損壊家屋等の解体・撤去

公費による撤去・解体（公費解体）を迅速に実施できるよう、実施判断の基準を検討するとともに、申請書類、要綱、契約書等の様式をあらかじめ作成・整備します。また、損壊程度の判定基準や調査方法について事前に確認・共有します。

損壊の程度の判定については、原則として現地調査に基づいて判断し、応急対応時においても事前調査を実施した上で、その結果を記録として作成・保存します。

なお、調査結果のみでは損壊の程度の判断が困難な場合には、関係法令および技術的知見を踏まえ、本町が総合的に判断します。

- ◆ 公費による撤去・解体（公費解体）を実施判断について、関係部局と協議をして基準を検討します。
- ◆ 公費解体の受付にかかる手続きやルールを検討します。
- ◆ 公費解体にかかる申請書類、要綱、契約書、案内チラシ等の雛形を事前に作成します。
- ◆ 想定される住民からの問合せに対する回答例を事前に作成します。
- ◆ 設計・積算・現場管理等に土木職や建築職を含めた人員が必要になるため、事前に関係部局との連携を確認します。

本町及び関係者の作業フロー及び廃棄物処理フローを図 2-3 に示します。

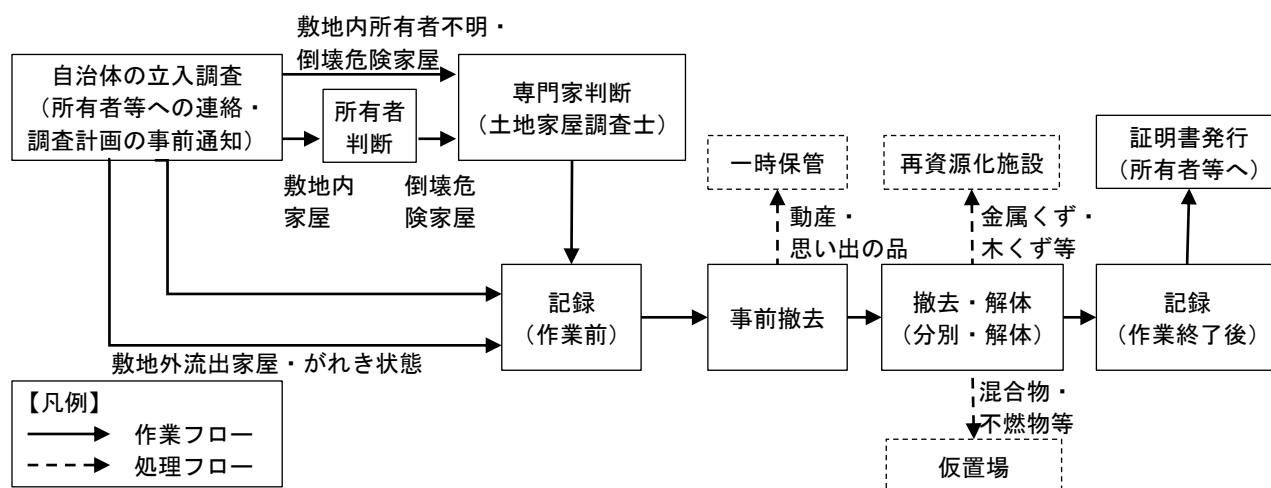


図 2-3 解体における作業及び廃棄物処理フロー

出典：災害廃棄物対策指針【技 19-1】

10. 処理施設の耐震化・水害対策及び復旧体制の整備

本町の一般廃棄物処理に関する処理施設を表 2-4 に示します。

地震や洪水等の災害に備え、土嚢や防水シート等の資機材を確保します。

大飯リサイクルセンター、エコあいランド、大飯浄化センター、名田庄東部浄化センターし尿前処理施設については、本町で耐震化、非常用電源確保、浸水防止対策等の対策を検討します。

他方、若狭広域クリーンセンターの耐震化、非常用電源確保、浸水防止対策等については、若狭広域行政事務組合が検討します。

表 2-4 本町の一般廃棄物に関する処理施設

施設名	所在地	電話番号
若狭広域クリーンセンター	福井県大飯郡高浜町水明 1 番地	0770-72-6877
大飯リサイクルセンター	福井県大飯郡おおい町本郷 46-13	0770-77-3005
エコあいランド	福井県大飯郡おおい町大島 52 字花田地先	0770-77-2121
大飯浄化センター	福井県大飯郡おおい町本郷 46-13	0770-77-1666
名田庄東部浄化センターし尿前処理施設	福井県大飯郡おおい町名田庄三重 6-21	0770-67-3670

11. 簡易トイレ等の備蓄

災害時には公共下水道が使用できなくなることが想定されるため、避難所から発生するし尿に適切に対応できるよう、あらかじめし尿の発生量や防災トイレ（簡易トイレを含む）等の仮設トイレの必要基数を算出します。その上で、大規模災害に対処しうる十分な備蓄の確保が困難な場合には、レンタル事業者等との災害支援協定を活用し、備蓄およびし尿処理体制を整えます。

発災直後においては、各避難所に仮設トイレが設置されるまでの間、備蓄している簡易トイレを活用して対応します。また、平時の防災訓練等を通じて、仮設トイレの使用方法や維持管理方法に関する住民の意識向上に努めます。本町で備蓄している簡易トイレ等を表 2-5 に示します。

表 2-5 本町の簡易トイレ等の備蓄数

種類	個数	保管場所
簡易トイレ（袋タイプ）	60 個	避難所倉庫
簡易トイレ（ラップボン） カートリッジ式、耐荷重 150kg	26 個	
トイレットペーパー（205m 巻き）	600 巻	
おむつ（大人）	300 枚	
おむつ（小人）	3,000 枚	
生理用品	800 枚	

第2章 広報・啓発及び計画の運用

1. 問い合わせ窓口

住民からの問い合わせ窓口を表 2-6 に示します。

発災時に住民からの相談・問い合わせに迅速に対応できるよう、受付体制（担当部署、連絡先等）及び相談情報の管理方法をあらかじめ定めます。

表 2-6 住民からの問い合わせ窓口

窓口カテゴリー	主な内容	担当部署
1. 排出ルール・分別案内	片付けごみの出し方、分別方法、収集スケジュールの確認	住民窓口課
2. 仮置場の運営・トラブル	仮置場の混雑状況、周辺の騒音・交通渋滞への苦情	
3. 特殊・有害廃棄物	アスベスト、PCB、漁業系プラスチック、流木、土砂（津波堆積物）	
4. 通報・不法投棄監視	道路上の障害、不適切な投棄の報告、片付け作業の遅延通報	

2. 住民に対する災害時の分別方法、排出先（町民仮置場の位置）等の周知

発災後は、住民に対し、災害廃棄物の適切な分別方法や、排出先となる「町民仮置場」の開設場所・受入日時等の情報を、速やかに周知できるよう、広報媒体（チラシ、SNS 等）の雛形作成や伝達ルートの確保を平時から行います。

町民仮置場については、被災者が容易に搬入できるよう、小・中学校のグラウンドや公園、公民館等を活用する場合があります。ただし、これらの施設は教育活動や地域生活において重要であるため、使用期間は数日から数週間程度の一時的な措置とします。

また、使用後の原状復旧方法等についてもあらかじめ検討しておきます。

(1) 災害ボランティアとの連携体制の構築

大規模災害時には、被災家屋からの畳や家具の搬出、泥出しといった「片付けごみ」の処理において、災害ボランティアの支援が不可欠となります。

そのため、災害ボランティアセンターの運営主体となるおおい町社会福祉協議会と、平時から有事の際の緊急連絡先や情報共有ルートを明確化しておくことで、緊密な連絡体制を構築します。発災直後から廃棄物処理のニーズやボランティアの配置状況を迅速に共有できる体制を整え、円滑な支援の受け入れを目指します。

(2) 普及啓発

1) 発生抑制の推進

普段の生活において、家具転倒防止器具の設置や、不要な家財道具の整理が、災害時の「片付けごみ」の減量や避難路の確保に直結することを周知し、自助による発生抑制を促します。

2) 分別ルール of 事前周知

災害時には普段の分別区分とは異なる「災害時専用の分別ルール（燃やすごみ、その他不燃物の最低 2 分別）」が適用されることを、防災訓練や広報紙等を通じて周知します。

3) 仮置場候補地の認知

自治会等と連携し、町民仮置場や一次仮置場の候補地について、ハザードマップ等を用いて事前の認知を図ります。

3. 外国人への対応

外国人住民にも正確に情報を伝えるため、専門用語や難しい漢字の使用を避け、「地震のごみ」「集める場所」など、誰にでも伝わりやすい平易な日本語を用いて情報発信を行えるよう検討しておきます。

第3部 災害応急時

第1章 初動対応（発災後一か月まで）

1. 情報収集

災害廃棄物等の処理を迅速に行うため、発災直後から次のことについて情報収集を行います。

- ◆ 被災状況
 - ・ ライフラインの被害状況
 - ・ 避難所開設状況と避難者数及び仮設トイレの必要数
 - ・ 自区域内の一般廃棄物等処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況
 - ・ 自区域内の産業廃棄物等処理施設（ごみ焼却施設、最終処分場等）の被害状況
 - ・ 有害廃棄物の状況
- ◆ 収集運搬体制に関する情報
 - ・ 道路情報
 - ・ 収集運搬車両の状況
- ◆ 発生量を推計するための情報
 - ・ 全半壊の損壊家屋数と撤去を要する損壊家屋数
 - ・ 水害又は津波の浸水範囲（床上、床下戸数）
- ◆ 情報収集の方法
 - ・ 災害対策本部からの情報収集を基本としますが、災害廃棄物発生量の推計に必要な情報が不足する場合は、安全面を配慮しながら現況を視察します。現状視察にあたって、必要に応じて自衛隊等に協力を要請します。
 - ・ 情報収集・連絡の手段として市公式 LINE 等の活用を検討します。

(1) 災害廃棄物等の緊急撤去

災害廃棄物等の収集運搬にあたり、道路上の障害物の除去が必要な場合、災害対策本部を通じて、建設部局に対応を要請します。道路の支障物等発生する廃棄物について建設部局と協議し適切に処理します。（詳細はP9 第1章 組織体制及び協力体制の構築を参照）

- ◆ 緊急性の高い損壊家屋等（道路上の障害物の除去が必要な損壊家屋、倒壊の危険性のあるもの）は優先的に撤去します。
- ◆ 有害廃棄物・危険物等は作業の安全確保を行った上で優先的に回収します。
- ◆ 公衆衛生悪化の防止の観点から腐敗性廃棄物等は優先的に回収します。

(2) 社会福祉協議会との連携

おおい町社会福祉協議会と連携し、災害廃棄物の分別区分や排出ルール、指定された仮置場の場所や搬入時間といった正確な情報を速やかに提供し、ボランティアセンターを通じて活動者への周知徹底を図ります。

2. 受援体制の構築

大規模災害時に外部からの応援（人的・物的）を円滑に受け入れるため、受援体制を構築します。平時に構築された受援体制に基づき協力を要請します。

3. 災害廃棄物を除く一般廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ・し尿）の収集運搬体制の確保

(1) 保有車両

本町が保有している収集運搬車両を表 3-1 に示します。

表 3-1 町が保有している収集運搬車両一覧

保有場所	車 種	登 録 番 号	最大積載量(kg)
エコターミナル	ダンプ車	福井 1 0 0 す 1 2 2	3,050
	ダンプ車	福井 1 0 0 す 2 5 0 5	2,000
	バキューム車	福井 8 0 0 す 1 7 9 0	3,200
	塵芥車	福井 8 0 0 さ 9 8 7 5	2,750
	塵芥車	福井 8 0 0 さ 7 3 5 7	1,850
旧名田庄 環境クリーンセンター	ダンプ車	福井 1 0 0 す 5 4 8 2	2,000
	塵芥車	福井 8 0 0 さ 7 3 9 3	1,900
	塵芥車	福井 8 0 0 す 2 1 6 8	1,750

(2) 避難場所

本町の避難場所を表 3-2 に示します。

避難所における衛生環境の悪化や情報の錯綜を防ぐため、避難所運営本部（防災部局や施設管理者）と緊密に連携し、現場の状況に即した適切な管理体制を構築します。また、各避難所からの物資要望（簡易トイレ、ゴミ袋等）を的確に把握し、迅速かつ効率的な収集運搬につなげます。

表 3-2 本町の避難場所一覧

地区	施設名	所在地	電話 番号	指定 避難 所	指定緊急避難場所		
					土砂 災害	水害	地震
佐分利地区	ふるさと交流センター	福井県大飯郡おおい町鹿野第42号27番地	0770-78-1211	○	○	○	○
	佐分利小学校	福井県大飯郡おおい町鹿野第21号22番地1	0770-78-1102	○	○	○	○
	やまびこ会館	福井県大飯郡おおい町万願寺第27号81番地	0770-77-1790	○	○	○	○
	川上公民館	福井県大飯郡おおい町川上第86号4番地	0770-78-1253	—	○	○	○
本郷地区	大飯中学校	福井県大飯郡おおい町野尻第57号1番地	0770-77-1512	○	○	○	○
	本郷小学校	福井県大飯郡おおい町本郷第80号7番地	0770-77-0004	○	○	○	○
	総合町民センター	福井県大飯郡おおい町本郷第136号1番地1	0770-77-1150	○	○	○	○
	いきいき長寿村（あみーシャン大飯）	福井県大飯郡おおい町本郷第82号14番地	0770-77-3410	○	○	○	○
	総合町民体育館	福井県大飯郡おおい町成和第2号1番地1	0770-77-2810	○	○	○	○
	こども家族館	福井県大飯郡おおい町成海第1号1番地1	0770-77-3211	—	○	○	○
	犬見集落農事集会所	福井県大飯郡おおい町犬見第40号1番地	—	—	○	—	—
	長井多目的研修施設	福井県大飯郡おおい町長井第41号1番地1	—	—	○	—	—
大島地区	大島小学校	福井県大飯郡おおい町大島第60号6番地	0770-77-0164	○	○	○	○
	はまかぜ交流センター（しーまいる）	福井県大飯郡おおい町大島第90号27番地	0770-77-3011	○	○	○	○
名田庄地区	さきやま会館	福井県大飯郡おおい町名田庄三重第47号48番地	0770-67-3637	○	○	○	○
	久田の里交流センター	福井県大飯郡おおい町虫鹿野第3号5番地1	0770-67-3422	○	○	○	○
	名田庄小学校	福井県おおい町名田庄小倉第6号1番地	0770-67-2010	○	○	○	○
	名田庄中学校	福井県大飯郡おおい町名田庄小倉第2号9番地	0770-67-2045	○	○	○	○
	名田庄体育館	福井県大飯郡おおい町名田庄小倉第5号24番地	0770-67-4010	○	○	○	○
	流星館コンベンションホール	福井県大飯郡おおい町名田庄納田終第120号8番地	0770-67-3488	○	○	○	○
	ふれあいぬくもりセンター	福井県大飯郡おおい町名田庄下第78号2番地	0770-67-2000	○	—	—	—
	あっとほ〜むいきいき館	福井県大飯郡おおい町名田庄下第6号1番地	0770-67-2000	—	○	○	○
	あまご山会館	福井県大飯郡おおい町名田庄下第33号12番地1		—	○	—	—
	里山文化交流センター（ぶらっと）	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂第3号21番地1	0770-67-3250	○	○	○	○

出典：おおい町地域防災計画（令和7年2月 おおい町防災会議）資料編

第2章 災害廃棄物処理実行計画の策定

1. 災害廃棄物処理実行計画の策定

本計画と収集した被害情報に基づき、処理の基本方針等を示した「災害廃棄物処理実行計画」を策定します。災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画との関連を図3-1に示します。

- ◆ 発災後、災害廃棄物処理実行計画をできる限り速やかに策定し、関係機関・団体と連携して処理全体の進捗管理に努めます。
- ◆ 実行計画には、発生量、収集運搬体制、保管体制、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等の具体的な事項を含みます。
- ◆ 実行計画の策定には、被害情報や処理実績に応じて品目ごとの発生量を把握し、品目ごとに処理処分先を整理した処理フローの作成を含みます。

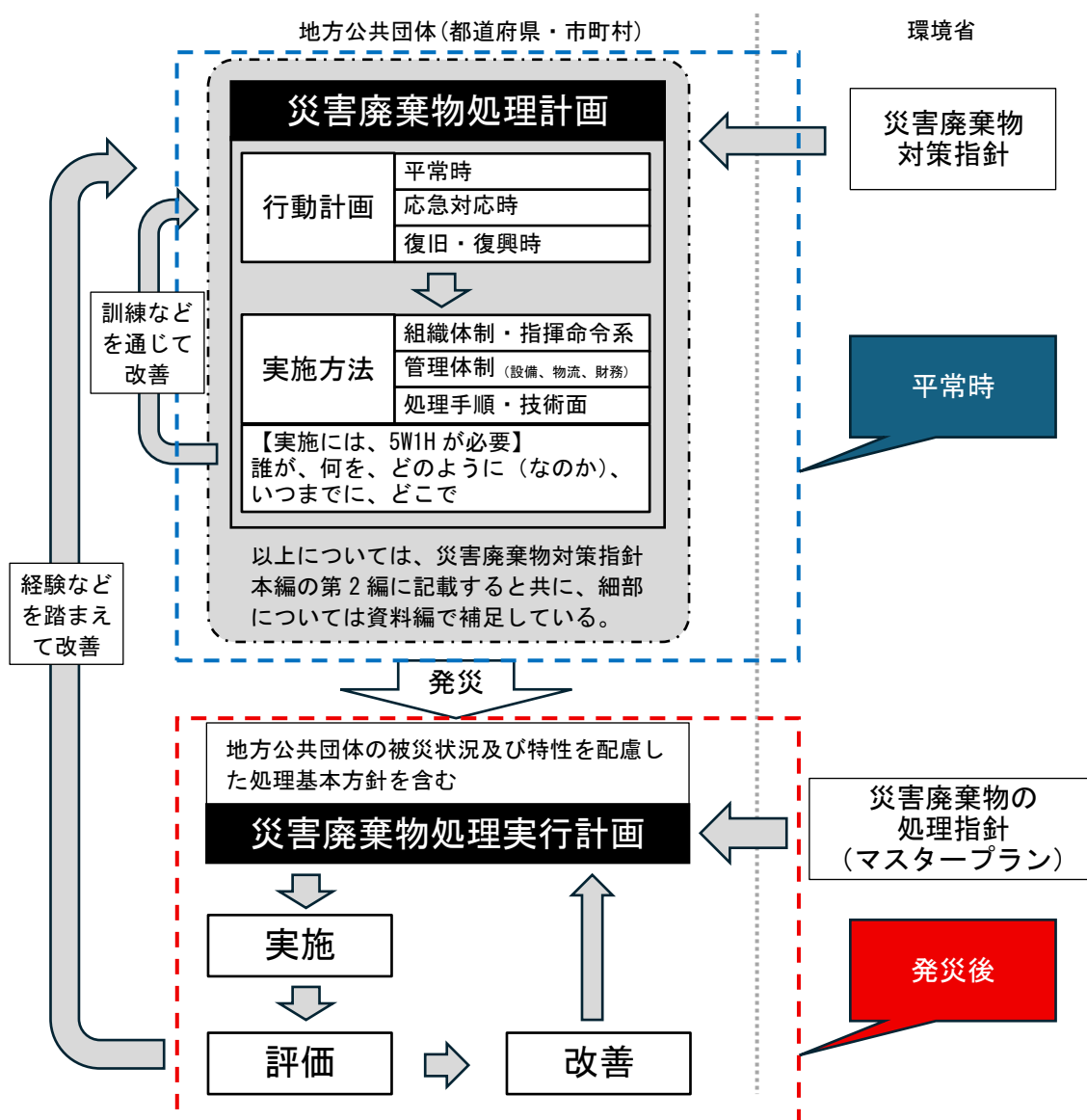


図 3-1 災害廃棄物処理実行計画の策定手順

出典：災害廃棄物対策指針（環境省）

また、災害廃棄物処理実行計画の記載事項（例）は以下のとおりです。

第1節 計画の基本的事項	第2節 処理計画
1. 実行計画策定の目的	1. 集積計画
2. 計画の位置づけ	2. 運搬計画
3. 役割分担	3. 受入基準
4. 災害廃棄物処理に関する基本方針	4. 作業計画
5. 被災状況及び処理見込量	第3節 処理スケジュール
6. 分別及び処理方法	第4節 計画の見直し

災害廃棄物処理実行計画の主な内容について以下に示します。

2. 災害廃棄物の発生量の推計

実際の被害想定に応じて、災害廃棄物発生量を算出します。なお、以下は本町での最大の被害を想定し、地域防災計画の最大被害の数値を使用し推計したものです。

(1) 地震による災害廃棄物発生量の推計方法

災害廃棄物の発生量は、次の式により推計しました。

$$Y = Y_1 + Y_2$$

Y：災害廃棄物全量（トン）

Y1：建物の解体に伴い発生する災害廃棄物（＝解体廃棄物）量（トン）

Y2：建物解体以外に発生する災害廃棄物量（トン）

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

X1、X2、X3、X4：被害棟数（棟）

添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊

a：解体廃棄物発生原単位（t／棟）

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

A1：木造床面積（m²／棟） A2：非木造床面積（m²／棟）

a1：木造建物発生原単位（トン／m²） a2：非木造建物発生原単位（トン／m²）

r1：解体棟数の構造割合（木造）（－） r2：解体棟数の構造割合（非木造）（－）

b1：全壊建物解体率（－）、 b2：半壊建物解体率（－）

$$Y_2 = (X_1 + X_2) \times CP$$

CP：片付けごみ及び公物等発生原単位（トン／棟）

$$T = A \times h$$

T：津波堆積物の発生量（トン）

A：津波浸水面積（m²）

h：津波堆積物の発生原単位（トン／m²）

$$C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7) \times c$$

C：片付けごみ発生量（トン）

X1、X2、X3、X4、X5、X6、X7：被害棟数（棟）

添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊、5：住家一部破損、6：床上浸水、7：床下浸水

c：片付けごみ発生原単位（トン／棟）

(2) 発生量推計に用いた係数

発生量推計に係る係数は表 3-3 のとおりとします。

表 3-3 係数一覧

項目	細目	記号	数値	単位
建物発生原単位	木造建物	a ₁	0.5	トン／㎡
	非木造建物	a ₂	1.2	トン／㎡
延床面積	木造建物	A ₁	101.2	㎡／棟
	非木造建物	A ₂	253.5	㎡／棟
解体棟数の木造・ 非木造の割合	木造建物	r ₁	93.6	%
	非木造建物	r ₂	6.4	%
建物解体率	全壊	b ₁	揺れ：0.75 津波：1.00 水害・土砂災害：0.5	—
	半壊	b ₂	揺れ：0.25 津波：0.25 水害・土砂災害：0.1	—
片付けごみ及び 公物等発生原単位	全壊棟数	C P	揺れ：53.5 津波：82.5 水害：30.3 土砂災害：164	トン／棟
片付けごみ発生原 単位	—	c	揺れ・津波：2.5 水害・土砂災害：1.7	トン／棟
津波堆積物	—	T	0.024	トン／㎡

出典：災害廃棄物対策指針【技 14-2】より作成

(3) 災害廃棄物発生量

災害廃棄物発生量の推計結果を表 3-4 に示します。

表 3-4 災害廃棄物の発生量

項目		記号	単位	地震	津波	合計
災害廃棄物発生量		Y	t	133,246	—	133,246
解体廃棄物		Y1	t	69,153	—	69,153
解体以外の廃棄物		Y2	t	64,093	—	64,093
全壊 棟数	住家	X1	棟	—		1,198※1
	非住家	X2	棟	—		0
半壊 棟数	住家	X3	棟	—		545
	非住家	X4	棟	—		0
被害棟数合計		—	棟	1,743	—	1,743
片付けごみ発生量		C	t	4,358	—	4,358
津波堆積物発生量※		—	t	0	14,880	14,880
総発生量		—		133,313	14,880	148,126
解体廃棄物発生原単位		a	t／棟	66.83	—	

※1 焼失の108棟含む

※2 最大浸水面積：0.62k㎡×津波堆積物発生原単位0.024トン/k㎡

(4) 廃棄物種類別の災害廃棄物発生量

廃棄物の種類別の割合を表 3-5 に、種類別の発生量を表 3-6 に示します。

表 3-5 廃棄物種類別の災害廃棄物発生割合

区分・品目等	割合 ^{出典 1}
柱角材	5%
可燃物	17%
不燃物	30%
コンクリートがら	41%
金属	3%
その他	4%
土砂類	—

出典：災害廃棄物対策指針【技 14-2】（東日本大震災（岩手県、宮城県）における災害廃棄物の組成）

表 3-6 廃棄物種類別の災害廃棄物発生量

単位：t

混合割合	区分・品目等	発生量		
		地震	津波	合計
5%	柱角材	6,662t	—	6,662t
17%	可燃物	22,652t	—	22,652t
30%	不燃物	39,974t	—	39,974t
41%	コンクリートがら	54,631t	—	54,631t
3%	金属	3,997t	—	3,997t
4%	その他	5,330t	—	5,330t
100%	合計	133,246t	0t	133,246t
	津波堆積物		14,880t	14,880t

3. 町民仮置場の設置

町民仮置場は、住民が自力で片付けごみを持ち込むための施設であり、生活環境の早期復旧を目指して発災後数日以内に設置します。しかし、設置場所や分別方法が正しく周知されない場合、道路へのごみの放置や散乱を招き、緊急車両の通行妨害や復旧作業の停滞を招く恐れがあります。

本町では、物理的な看板設置や職員の常駐が困難であることを前提に、「情報の多角的な発信」に注力することで、住民の適切な排出行動を促します。

(1) 位置情報の迅速な提供

住民が迷わず仮置場に到達できるよう、以下の手段で情報を発信します。

多面的な広報：防災行政無線、町ホームページ、指定避難所へのチラシの配布、公式 SNS を活用し、開設された仮置場の名称と位置情報を即座に発信します。

(2) 分別方法の簡略化と徹底

現場での直接指導がなくても、住民が自律的に分別できるよう誘導します。

- ・ 排出ルール の 掲示： 町内の主要拠点に町民仮置場を定めます。受け入れ可能な品目（燃やすごみ、その他不燃物の最低2分別）を簡潔に明記したポスターやチラシを掲示・配布します。
- ・ 排出抑制の協力要請：一次仮置場を設置し、収集運搬体制が整うまでの間、可能であれば自宅敷地内での一時保管を求めるなど、仮置場への急激な集中を避けるための情報を発信します。

4. 一次仮置場の開設及び管理・運営

災害廃棄物の処理を実施するにあたり、仮置場の開設および管理・運営を行います。まず、災害の被災状況に応じて町民が容易に搬入できる「町民仮置場」について、分別区分を決定し、速やかに住民へ周知します。また、町民仮置場から廃棄物を集約する「一次仮置場」においても、適切な受入や分別指導を行うとともに、安全管理を徹底します。あわせて、これらの仮置場では、悪臭、害虫、粉じん、飛散防止策といった環境保全対策を講じ、周辺環境への配慮に努めます。

(1) 一次仮置場の必要面積

仮置場の面積の算定方法を以下に示します。

算定結果は表 3-7 で、一次仮置場の必要面積は最大規模の災害発生時の想定で約 43 千㎡となります。

仮置場の必要面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）
・集積量＝災害廃棄物発生量－処理量 ・処理量＝災害廃棄物発生量÷処理期間
見かけ比重：可燃物 0.4 (t/㎡)、不燃物 1.1 (t/㎡)、津波堆積物 1.46 (t/㎡)
積み上げ高さ：5 m 作業スペース割合：1 (=100%) 処理期間：3 年 注：仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加える。

出典：災害廃棄物対策指針【技 18-2】

津波堆積物は環境省資料 2 より

表 3-7 仮置場の必要面積（震災の場合）

種別	①発生量	②集積量	③必要面積	④比重
柱角材	6,662t	4,441t	4,441 ㎡	0.4
可燃物	22,652t	15,101t	15,101 ㎡	0.4
不燃物	39,974t	26,649t	9,691 ㎡	1.1
コンクリートがら	54,631t	36,421t	13,244 ㎡	1.1
金属	3,997t	2,665t	969 ㎡	1.1
その他	5,330t	3,553t	1,292 ㎡	1.1
津波堆積物	14,880t	9,920t	2,718 ㎡	1.46
合計	148,126t	94,309t	43,015 ㎡	—

① 表 3-6 より

② ①÷3 年（年間処理量）

③ ②÷④比重÷5m×（1＋1（作業スペース割合））

他方、本町の一次仮置場の候補地のリストは表 3-8 に示すように 64 千㎡あり、最大規模の災害発生時に想定される必要面積を上回っています。

表 3-8 一次仮置場候補地リスト

地域	名称	所在地	面積 (㎡)	所有者
大飯	きのこの森駐車場	鹿野・小車田	3,500	おい町
	大島南浦漁港多目的利用施設用地	大島	18,500	おい町
	大島河村埋立地	大島	3,500	おい町
	えこあいらんど	大島地先	13,000	おい町
名田庄	名田庄ウッディーセンター土場	名田庄三重	7,720	おい町
	名田庄環境クリーンセンター跡地	名田庄虫鹿野	3,157	おい町
	名田庄清掃センター跡地	名田庄堂本、 名田庄槇谷	3,011	おい町
	頭巾山青少年旅行村グラウンド	名田庄納田終	11,920	おい町
合計			64,308	

(2) 一次仮置場の配置案

一次仮置場の配置の一例を図 3-2 に示します。災害廃棄物の発生量や発生箇所、表 3-8 に示す一次仮置場の選定状況を踏まえ配置や面積等を検討します。

場内事故防止と効率的な搬出作業のため、搬入車両と重機の動線を分離し、構内は一方通行とします。廃棄物は種類別に区画を設けて看板で明示し、混合防止と火災対策（高さ制限等）を徹底します。また、入口には受付・誘導員を配置し、厳格な分別指導を行います。



図 3-2 一次仮置場の配置例（大島南浦漁港多目的利用施設用地、区画分けは現状の災害廃棄物の搬入状況により適宜変更すること）

5. し尿処理量及び仮設トイレ必要基数の算出

実際の被害想定に応じて、し尿処理量を算出します。なお、以下は本町での最大の被害を想定し、地域防災計画の最大被害の数値を使用し推計したものです。

し尿収集必要量

＝災害時におけるし尿収集必要人数 × 1日1人平均排出量

＝（①仮設トイレ必要人数＋②非水洗化区域し尿収集人口）×③1人1日平均排出量

①仮設トイレ必要人数＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数＝{水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）} × 上水道支障率×1/2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

（下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）

総人口：水洗化人口＋非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口＝汲取人口－避難者数×（汲取人口／総人口）

汲取人口：計画収集人口

③1人1日平均排出量＝1.7L／人・日

出典：災害廃棄物対策指針【技 14-3】

表 3-9 し尿の発生量推計結果

総人口 (人)	水洗化人口 (人)	非水洗化人口 (人)	自家処理人口 (人)	発災後			
				避難所人口 (人)	断水による 仮設トイレ 必要人数 (人)	非水洗化区 域し尿収集 人口 (人)	し尿 処理量 (kL／日)
7,668	7,646	22	0	1,825	2,913	17	8.1

(1) 仮設トイレの必要基数

仮設トイレの必要基数の推計式を以下に示します。

また、仮設トイレの必要設置数を表 3-10 に示します。

仮設トイレ必要設置数＝仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安

出典：災害廃棄物対策指針【技 14-3】

【設置目安の算出式】

仮設トイレ設置目安＝仮設トイレの容量／し尿の１人１日平均排出量／収集計画

仮設トイレの平均的容量 : 例 400 L

し尿の１人１日平均排出量 : 例 1.7 L／人・日

収集計画 : 3 日に 1 回の収集

表 3-10 仮設トイレの設置目安と必要設置数

項目	避難所人口 (人)	発災後			仮設トイレ 必要基数 (基)
		断水による 仮設トイレ 必要人数 (人)	仮設トイレ 必要人数合 計 (人)	仮設トイレ 設置目安 (人/基)	
災害発生当初	1,825※1	2,913	4,738	78	61
避難が長期化する場合				20※2	237

※1 表 1-1 の上林川断層地震の避難者 1,707 人+118 人=1,825 人

※2 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン 平成 28 年 4 月 内閣府（防災担当）

6. 避難所ごみ

- ◆ 避難所から排出される廃棄物の保管場所・方法、収集運搬ルートを確認します。避難所ごみは、通常的生活ごみの収集と合わせて行うこと想定しています。収集運搬ルートについて、発災時に支援自治体や自衛隊等に提示できるよう図面（台帳等）を作成します。
- ◆ 避難所ごみの収集を円滑に行うため、避難所毎に適切な保管場所を選定し分別排出を行います。

表 3-11 避難所ごみの発生量推計

①総人口 (人)	②可燃ごみ 原単位 (g/人・日)	③埋立ごみ 原単位 (g/人・日)	④資源ごみ 原単位 (g/人・日)	発災後避難所ごみ				
				⑤避難所 人口 (人)	⑥避難所 ごみ計 (t/日)	⑦可燃ごみ 計 (t/日)	⑧埋立ごみ 計 (t/日)	⑨資源ごみ 計 (t/日)
7,668	600.3	40.7	93.6	1,825	1.4	1.1	0.1	0.2

①：ごみ処理基本計画（R6 実績）

②：可燃ごみ年間排出量（1,680t R6 実績）÷365 日÷①×10⁶

③：埋立ごみ年間排出量（114t R6 実績）÷365 日÷①×10⁶

④：資源ごみ年間排出量（262t R6 実績）÷365 日÷①×10⁶

⑤：表 1-1 より

⑥：⑦+⑧+⑨

⑦：⑤×②÷10⁶

⑧：⑤×③÷10⁶

⑨：⑤×④÷10⁶

7. 収集運搬計画

収集運搬は、町保有車両及び協定業者を最大限活用し、不足時は県や他自治体へ速やかに支援を要請して広域的な体制を確保します。円滑な処理のため、積込段階での分別を徹底するとともに、過積載や飛散防止等の安全管理に努めます。収集順位は、公衆衛生維持のため「し尿・避難所ごみ・腐敗性廃棄物」を最優先とし、次いで「道路啓開支障物」「有害・危険物」の順で回収します。運搬ルートは、道路被災状況を踏まえ、緊急輸送道路を優先した効率的な経路を選定します。

また、災害応急時における基本対応は、被災地域の衛生環境の悪化を防ぎ、復旧・復興活動を円滑に進めるため、災害廃棄物を災害現場から速やかに一次仮置場へ移動（収集運搬）し、保管することとします。本格的な処理・処分については、復旧・復興段階において実施します。

8. 処理スケジュール

被害状況や災害の種類・規模に応じた処理スケジュールを設定します。

- ・ 処理スケジュールの作成にあたっては、以下の内容を踏まえます。
 - ① 撤去・解体が必要な損壊家屋等の棟数
 - ② 災害廃棄物の種類毎の発生量
 - ③ 処理施設の被害状況
 - ④ 廃棄物の処分に関係する民間事業者の被災状況
- ・ 災害廃棄物の種類や量、その性状に応じて、損壊家屋等の撤去・解体から処理・処分、再生利用までの工程毎に対応期間の目標を設定します。
- ・ 処理は以下のような緊急性の高いものを優先します。
 - ① 道路障害物の撤去（関係部局との連携）
 - ② 仮設トイレ等のし尿処理
 - ③ 有害廃棄物・危険物の回収（回収後、早期に処理が必要）
 - ④ 倒壊の危険性のある損壊家屋等の撤去・解体
 - ⑤ 腐敗性廃棄物の処理

処理スケジュールの例を図 3-3 に示します。

項目			1 年目				2 年目		3 年目	
			1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～6 月	7～12 月	1～6 月	7～12 月
計画等	被災状況調査		→							
	処理実行計画の策定 及び進捗管理		→ 策定	→ 進捗管理						
処理 処分	道路	道路啓開	→							
	家屋	撤去・解体		→	→	→	→			
	一次 仮置場	一次仮置場の指定・設置	→							
		災害廃棄物の搬入・仮置き		→	→	→	→			
		粗選別		→	→	→	→			
	二次仮置場 (必要に応 じて)	二次仮置場の指定・設置	→	→						
		災害廃棄物の搬入		→	→	→	→			
		中間処分			→	→	→			
	既存施設	中間処分・最終処分		→	→	→	→	→	→	→

図 3-3 処理スケジュール（例）

9. 損壊家屋等の解体・撤去

発災後、家屋の損壊が生じた場合、本町は建設班などを中心とする体制により、現地調査による危険度判定を行います。判定にあたっては、町職員による外観目視を基本としつつ、必要に応じて福井県から派遣される「被災建築物応急危険度判定士」等の専門家の協力を得て実施します。公費による撤去（解体）の要否は、担当班による「判定会議」において決定した統一基準や判定方針に基づき、現地調査の結果（り災判定等）および所有者の申請内容を照合して判断します。なお、実施にあたっては修繕可能な家屋は原則対象外とし、通行の支障や倒壊の危険があるものを優先的に進めます。

撤去の決定にあたっては、申請窓口を設置して所有者の意思を確認し、図面整理等を通じて効率的な重機の移動を含む優先順位を検討します。実施に際しては、平時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、他の廃棄物への混入や飛散を防ぐとともに、太陽光パネルや蓄電池等の感電リスクにも十分配慮します。

作業は分別の徹底を図るためミンチ解体を避け、建設リサイクル法に基づき適切に遂行します。着手時の立ち会いによる範囲確認や、完了後の三者（申請者・本町・事業者）による現地立会い履行確認を徹底し、有害物質や危険物の処理を含め、安全かつ適正な公費解体事業を実施します。

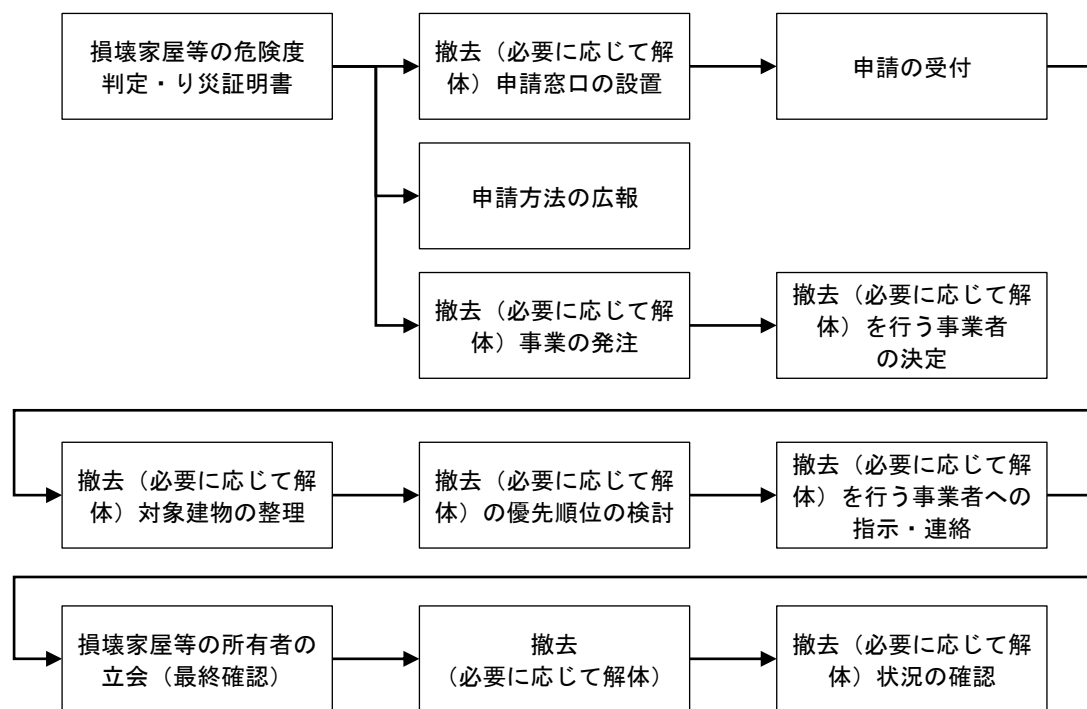


図 3-4 損壊家屋等の解体・撤去の手順（例）

出典：災害廃棄物対策指針【技 19-2】

10. 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物の処理方法や留意事項を表 3-12 に示します。

表 3-12 災害廃棄物の種類ごとの処理方法・留意事項

区分	項目	収集方法	処理方法
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）	販売店、メーカーに回収依頼／ 廃棄物処理許可者に回収・処理 依頼	中和、焼却
	塗料、ペンキ		焼却
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ
		ボタン電池	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ
	廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／ 廃棄物処理許可者に回収・処理 依頼	焼却
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	カセットボンベ・スプレー缶	不適切な方法で穴を開けると火災が発生するおそれがあるため、使い切ってから排出する	場合は、穴開けをしない方が望ましい
破碎	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル
（家庭） 感染性廃棄物	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集、 指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立

出典：災害廃棄物対策指針【技 4-15】

11. 津波堆積物への対応

津波堆積物の処理について、可能な限り復興資材として活用し、最終処分量を削減します。

復興資材として活用するに当たっては、土壌汚染対策法を参考として汚染の有無を確認し、資材の要求水準や活用時期を確認した上で、必要に応じて要求水準を満たすよう改良を加えます。

海岸漂着物の大半を占める流木等については、破碎・チップ化による燃料利用や堆肥化などの有効利用を優先します。漁具やプラスチック類等の混入物については、洗浄・選別工程を経て適切に処理し、資源の循環を図ります。

堆積物を復興資材として活用する場合は、土壌汚染対策法を準用した汚染確

認に加え、津波堆積物特有の課題である塩分濃度や水分含有量を確認します。
資材の要求水準や活用時期に合わせ、洗浄や土質改良などの適切な処置を講じることで、品質の安定化を実現します。

1 2. 思い出の品等（貴重品）の取扱い

思い出の品の取り扱いにかかる基本ルールを表 3-13 のとおりとします。実際の発災時には、必要に応じ基本ルールを見直し対応します。

表 3-13 思い出の品の取り扱いにかかる基本ルール

定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、PC、USB、HDD、カメラ、ビデオ、携帯電話、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
基本事項	公共施設で保管後、台帳作成、広報、閲覧等を経て、申告等により引き渡す。貴重品は警察へ引き渡す。
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場からの回収、または住民からの持込みにより回収する。
保管方法	個人情報が含まれるため配慮が必要である。泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
閲覧方法	実物展示やオンラインなどによる閲覧方法とする。
運営方法	発見場所のリストを作成する。 地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
返却方法	面会での引き渡しを基本とするが、本人確認ができる場合は郵送等での引き渡しを行う。

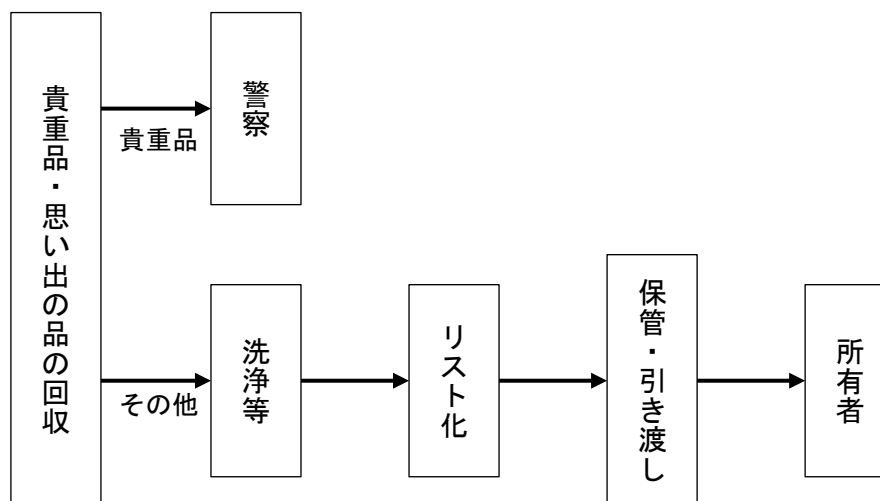


図 3-5 回収・引き渡しフロー

出典：災害廃棄物対策指針【技 24-17】

1 3. 広域的な処理・処分

自区域内で計画的に災害廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合、広域的な処理・処分を県と協議のうえ実施します。広域処理が長期に及ぶ復旧・復興時には、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合に広域処理・処分を検討します。平時に決めた事項に基づき、広域的な処理・処分を検討します。（P.9 第1章 組織体制及び協力体制の構築参照）

第4部 復旧・復興時

第1章 処理事業の推進

災害応急対策が一段落し、本格的な復旧・復興段階へと移行する中で、策定した「災害廃棄物処理実行計画」に基づき、災害廃棄物の処理・処分を着実に進めます。推計値ではなく実績値に基づいた進捗管理を行うとともに、町単独での処理が困難な場合は県や他自治体との広域調整を具体化します。また、最終処分量の削減に向けた中間処理・再資源化を推進し、最終的には使用した仮置場を安全な状態で原状復旧させ、町民生活の平常化を図ります。

1. 災害廃棄物処理実行計画の見直しと処理スケジュール管理

実際の損壊家屋解体や片付けごみの排出が進むにつれ、廃棄物量や性状に乖離が生じることがあります。そのため、仮置場への搬入量や処理施設への搬出量を日々記録・集計し、計画値と実績値の整合性を定期的を確認します。処理の遅れや量の増加が判明した場合は、速やかに実行計画を見直し、要員の増強や処理期間の延長、スケジュールの修正を行い、目標期限内での処理完了を目指して工程を管理します。

2. 広域的な処理・処分先の確保と調整

本町内の処理施設（大飯リサイクルセンター、若狭広域クリーンセンター等）の処理能力を超える膨大な廃棄物が発生した場合や、施設自体が被災して稼働できない場合は、町単独での処理ではなく、広域的な処理を推進します。具体的には、福井県を通じて調整を行い、県内の他の市町や民間処理施設、さらには県外自治体等への搬出・受入要請を行います。受援体制に基づき、収集運搬の調整や搬出先の確保を迅速に進め、滞留による公衆衛生の悪化を防ぎます。

3. 災害廃棄物の中間処理（破碎、焼却等）、再資源化の推進

最終処分場の残余容量を確保し、環境負荷を低減するため、単純な焼却や埋立を行うのではなく、中間処理による減量化と再資源化を徹底します。仮置場においては、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、木くず等の分別を徹底します。可燃物は焼却による減容化を図り、木くずはチップ化して燃料や再生資材へ、コンクリートがらは破碎して路盤材へ、金属類はスクラップとして売却するなど、可能な限り資源として循環させ、最終処分量の極小化に努めます。

4. 一次仮置場の集約、復旧

災害廃棄物の処理が進み、搬入量が減少した段階で、一次仮置場の集約・統廃合を進めます。使用を終了した仮置場については、残存する廃棄物を処理施設や他の集約拠点へ全量搬出します。その後、土壌汚染の有無やガラス片等の飛散状況を確認し、必要に応じて表土の入替や整地などの措置を講じます。借地している公園やグラウンド等については、所有者立ち合いのもと原状回復を確認し、速やかに返還して本来の用途での利用再開に繋がります。

第2章 業務管理及び計画の評価

1. 処理事業費の管理及び国庫補助金の活用

災害廃棄物処理には多額の費用を要するため、財政負担の軽減に向けて国庫補助金を最大限に活用します。そのために、発災直後から適正な契約事務を執行するとともに、補助金申請の根拠となる証拠書類の確保や記録の作成を徹底し、国の災害査定へ円滑に対応できる体制を整えます。活用する主な国庫補助金は以下の2つです。

(1) 災害等廃棄物処理事業費補助金

暴風、洪水、高潮、地震、津波などの異常な自然現象により発生した災害廃棄物の収集・運搬・処分に要する費用について活用します。また、災害に伴う汚水やし尿等の収集・運搬・処分についても本補助金の対象とします。

(2) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

災害により被災した廃棄物処理施設（一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、埋立処分場、PCB 廃棄物処理施設など）の復旧事業、または応急復旧事業に要する費用について活用します。

(3) 災害対策債

補助災害復旧事業債、単独災害復旧事業債、小災害復旧事業債などの制度があります。

2. 災害廃棄物処理事業の進捗管理

災害廃棄物処理事業の進捗管理にあたっては、策定した災害廃棄物処理実行計画に基づき、処理の進捗状況を継続的に把握および管理します。発災直後の災害廃棄物の発生量はあくまで推計値であり、実際の損壊家屋の解体棟数や片付けごみの排出状況によって変動します。そのため、仮置場への搬入量や処理施設での処分量についてトラックスケール等を用いた重量管理を行い、実績値に基づいて処理見込み量を適宜見直します。この見直しの結果、計画と実態に乖離が生じた場合には、速やかに実行計画や処理スケジュールを修正し、必要に応じて処理体制の再構築や処理・処分先の追加検討を行うなど、目標期限内の処理完了に向けて柔軟に対応します。

図 4-1 に処理スケジュールの見本（熊本地震の例）を示します。



図 4-1 処理スケジュールの見本（平成 28 年熊本地震）

出典：災害廃棄物対策指針【技 14-5】

3. 災害廃棄物処理計画の点検・改定

本計画の実効性を確保するため、PDCA サイクルに基づいた継続的な点検と改善を行います。具体的には、平時においては職員への教育訓練や民間事業者との連携体制の構築、仮置場の候補地選定といった準備（Plan）を入念に進めます。発災時には迅速に災害時組織へ移行し、避難所ごみやし尿の収集、損壊家屋の解体、仮置場の運営といった応急対応、実行計画の策定（Do）を確実に実施します。

その上で、策定した実行計画に基づき処理の進捗状況を管理するとともに、実際の廃棄物発生量や性状を把握して計画との差異を確認し、仮置場における環境対策が適切かどうかの監視・評価（Check）を行います。これらの評価結果に基づき、実行計画の見直しや再資源化の推進を行い、最終的には仮置場の安全性を確認した上での原状復旧、本町の復旧復興に導く（Act）へとつなげるサイクルを回すことで、計画を常に最適な状態へと見直していきます。

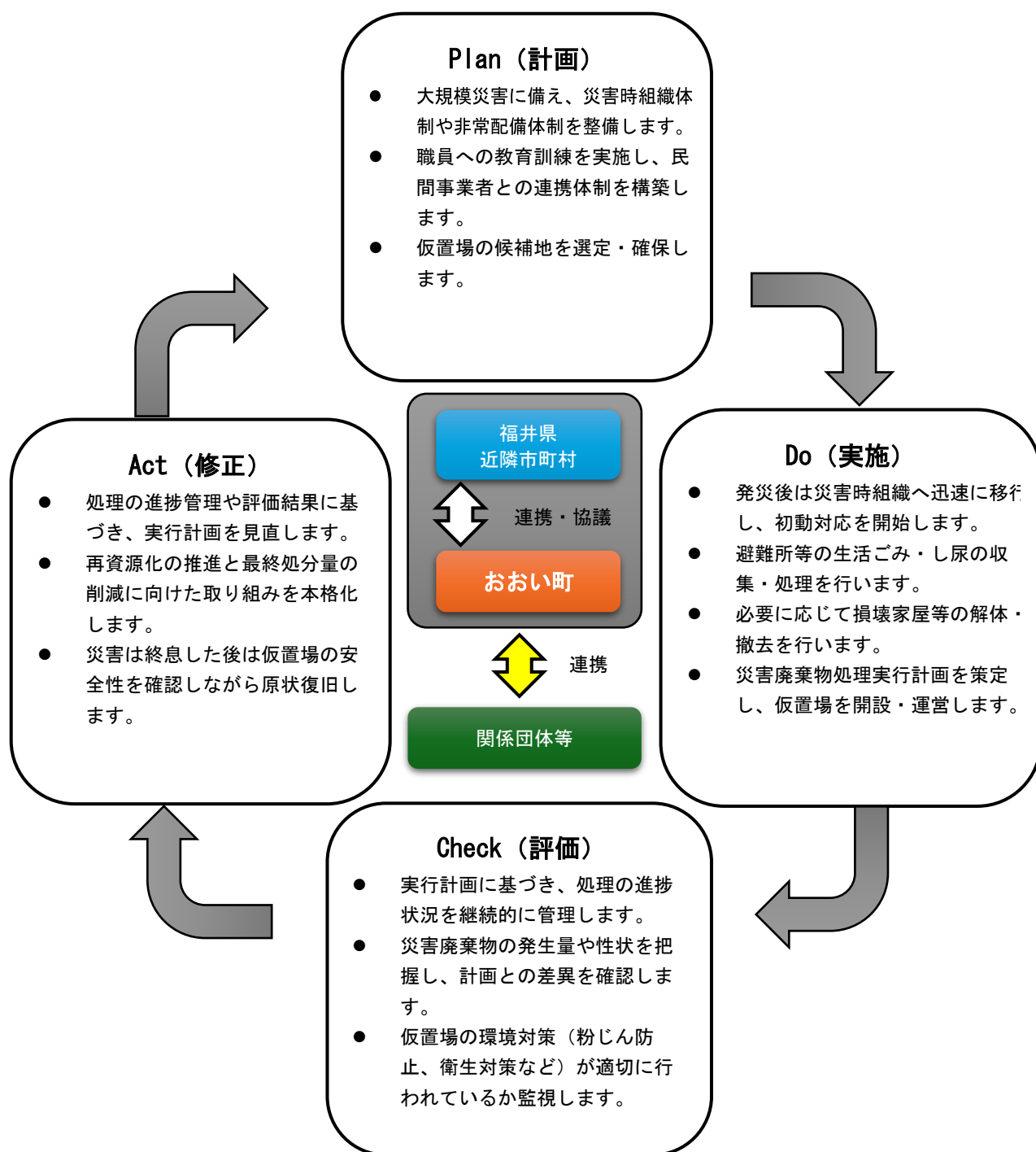


図 4-2 PDCA サイクル

